

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月4日

【事業年度】 第62期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

【会社名】 ヤマト・インダストリー株式会社

【英訳名】 YAMATO INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉 浦 大 助

【本店の所在の場所】 埼玉県川越市大字古谷上4 2 7 4 番地

【電話番号】 049(235)1234(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部統括 茂 木 久 男

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区上野三丁目9番1号

【電話番号】 03(3834)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 藤 元 勝 利

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月30日に提出いたしました第62期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）有価証券報告書に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」の記載事項の一部に原本と異なる記載がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

（訂正前）

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

（省略）

< 内部統制監査 >

（省略）

監査意見

当監査法人は、ヤマト・インダストリー株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（訂正後）

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

（省略）

< 内部統制監査 >

（省略）

監査意見

当監査法人は、ヤマト・インダストリー株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会社は、内部統制報告書に記載のとおり、平成29年1月6日付けの株式取得により連結子会社となった株式会社ハイモールドについては、内部統制の評価に必要とされる相当な期間が確保できないため、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続きが実施できなかった場合に該当すると判断して、期末日現在の内部統制評価から除外している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上